

後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2020年8月1日

発行所

オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所

オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都分寺市南町三丁目22番2号

ゼルコパビル4階

TEL.0423000255 fax0423000256

office@kunimatu.jp

7月は九州を中心として豪雨災害があり、コロナ禍に追い打ちをかけるような状況にとても心を痛めました。皆さまの周りではいかがでしたか？被害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、後見制度とは直接関係ないかもしれませんが、7月10日より法務局での自筆証書遺言書保管制度が開始されました。いままでの自筆証書遺言の不備を補う制度であり、期待がかかります。この制度では、遺言書の紛失、改ざん、隠蔽、未発見、方式不備等の諸問題の解決が期待されています。

後見人がついていてもある一定条件のもと遺言書は作れますが、そこはなかなかハードルが高いところ。後見人がつく前でも認知能力に問題ありという場合はなおさらハードルが高いです。やはり後見制度とは無縁な時期に、頭がしっかりはっきりしているうちに遺言書を作成するのがベストです。意外にも本人確認がしっかりなされる公正証書遺言の方がクローズアップされてきそうな予感がします。それぞれのメリットデメリットをよく確認して利用するようにしたいですね。

？後見人には誰かなるのでしょうか？

法定後見制度を例にお話しします。少し前のデータによると約3割のケースで本人の親族が選任されています。ただし、親族を後見人にしてほしいと希望しても、管理する財産が多額であったり内容が複雑である場合や関係者間で紛争が予想されたりする場合には、司法書士など専門家が選任されることがあります。

後見人になるためには特に資格は必要ありませんが

次のような人は後見人にはなれません。

- ① 未成年者
- ② 成年後見人等を解任された人
- ③ 破産者で復権していない人
- ④ 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は子ども
- ⑤ 行方不明者である人

本人の親族でない専門家（司法書士、弁護士、社会福祉士等）が後見人になる場合、その後見人を第三者後見人の中で特に『専門職後見人』と呼びます。

専門職後見人の中で最も多く後見人に選ばれているのは『司法書士』です。その理由は、裁判所に提出する書類を作成する専門家として、長年、家庭裁判所の様々な手続きに関わり成年後見制度に対応するための団体（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート）を立ち上げ、専門職後見人である会員から財産管理等に関する報告を受けるなど信頼性を確保する仕組みを構築しているためです。



★ミニ情報★

LINE公式アカウントを

取得しました。

友だち登録をぜひよろしく

お願い致します (≡∩≡)。

親族後見人、専門職後見人に続く第三の後見人として注目されているのが、一般市民による後見人『市民後見人』です。家裁から選任された同じ地域に住む市民が後見人となって本人を支援します。市民後見人とは・・・「専門職や社協以外の人で本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見人関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して裁判所から選任された後見人」のことを言います。

後見制度の認知は段々と広がっていますが、現状では利用者の伸び悩みや考えるべき課題もあります。そこで今、市民後見人の活用や後見人制度の一層の普及と推進を図るための整備が進められ、関心が高まっています。



★IKUKO★

YouTube

国松偉公子の
相続相談室

